

平成25年度 第1回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

委員委嘱式(13:30~)

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 保健福祉部長あいさつ

第1回杉並区地域自立支援協議会(第4期)(13:45~)

- 1 開会
- 2 委員自己紹介及び幹事紹介
- 3 会長及び副会長互選
- 4 会長、副会長挨拶
- 5 各専門部会構成員及び部会長等の指名
- 6 議題
 - (1) 第4期地域自立支援協議会の運営方法について
 - (2) 各専門部会の活動内容について
相談支援部会について
地域移行促進部会について
- 7 その他
 - ・区からの報告事項
 - ・次回日程の確認 等
- 8 閉会
(閉会予定 15:45ごろ)

【配布資料】

- 資料1 杉並区地域自立支援協議会設置要綱
- 資料2 平成25年度 杉並区地域自立支援協議会委員・幹事名簿(当日配付)
- 資料3 各部会名簿(案)(当日配付)
- 資料4 第4期地域自立支援協議会の運営と専門部会の設置について
- 資料4-1
- 資料5 第4期地域自立支援協議会の運営方法について
- 資料5-1 障害者福祉推進協議会・地域自立支援協議会のイメージ図
- 資料5-2 第4期相談支援部会の活動について
- 資料5-3 第4期地域移行促進部会の活動について
- 資料6 区報告資料
- ・参考資料1 杉並区障害福祉サービス等支給ガイドライン
- ・参考資料2 厚生労働省関連通知

すぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかいせつちようこう
杉並区地域自立支援協議会設置要綱〔平成 19 年 3 月 29 日〕
〔杉並第 88517 号〕改正 平成 23 年 6 月 20 日杉並第 16188 号
平成 25 年 3 月 26 日杉並第 66476 号
平成 25 年 5 月 31 日杉並第 12512 号

(目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づく協議会として、障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核機関である杉並区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議（以下「個別支援会議」という。）の促進に関すること。
- (4) その他障害者福祉の増進に必要なこと。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者 1 人
- (2) 教育関係者 3 人以内
- (3) 就労支援関係者 1 人
- (4) 権利擁護関係者 1 人
- (5) 障害当事者 3 人以内
- (6) 学識経験者 1 人
- (7) サービス事業者 4 人以内
- (8) 相談支援事業所 6 人以内

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(相談支援部会及び専門部会)

第 6 条 協議会に相談支援部会を置くとともに、会長は必要に応じて専門部会を置くこと

ができる。

- 2 相談支援部会及び専門部会の構成員は、会長が指名する。
- 3 相談支援部会は、相談支援事業所の連絡調整や個別支援会議等における相談事例の検証を行う。
- 4 相談支援部会及び専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の中から会長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、会議の経過及び結果を協議会に報告する。
(幹事会)

第7条 協議会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、区長が指名する職員及び会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事の中から会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する。

(個人情報保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成23年6月20日杉並第16188号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月26日杉並第66476号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日杉並第12512号)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

平成25年度 杉並区地域自立支援協議会委員・幹事

資料2

NO.	委員氏名	団体の名称	備考
1	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
2	小笠原 みのり	ピア相談員	
3	菊地 英治	ピア相談員	障害当事者
4	金子 めぐみ	Fika Fika阿佐ヶ谷店	
5	小野寺 肇	都立中野特別支援学校(知的・高等部)	教育関係者
6	大和田 耕平	都立永福学園肢体不自由教育(高等部)	
7	竹嶋 美歩	杉並区社会福祉協議会	権利擁護関係者
8	望月 俊彦	杉並区障害者雇用支援事業団	就労支援関係者
9	清水 豪	ひまわり作業所	
10	田中 直樹	作業所連絡会(精神)	
11	鈴木 正道	堀ノ内ハイム	サービス事業所
12	岡安 容子	在宅介護福祉センター浜田山	
13	甲田 潔	杉並区医師会	保健医療関係者
14	加藤 恵愛	すまいる荻窪	
15	神作 彩子	すまいる高円寺	
16	春山 陽子	すまいる高井戸	
17	平田 愛子	相談支援事業所リリーフ	相談支援事業所
18	久保田 美幸	ひゅーまん地域生活相談室	
19	下田 一紀	杉並障害者自立生活支援センターすだち	
	幹事氏名	役職	
1	武井 浩司	保健福祉部障害者施策課長	
2	福原 善之	保健福祉部障害者生活支援課長	
3	山崎 佳子	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長	
	事務局氏名	所属	
1	直井 誠	障害者施策課地域ネットワーク推進係長	
2	目黒 紀美子	障害者施策課地域ネットワーク推進係主査	
3	山田 隆史	障害者施策課地域ネットワーク推進係主査	
4	安原 依子	障害者施策課地域ネットワーク推進係	
5	本館 睦美	障害者施策課障害者保健担当係長	
6	長谷川 比呂子	障害者生活支援課相談・就労支援担当係長	
7	星野 健	障害者生活支援課相談・就労支援担当	

平成25年度杉並区地域自立支援協議会 相談支援部会名簿(案)

グループ A (9名) (敬称略 五十音順)

氏名	所属	備考
阿多 美美代	あおいサポートステーション	特定
岩崎 隆一	杉並福祉事務所荻窪事務所	行政
川口 理恵子	ワークサポート杉並	関連機関
島川 稜子	相談支援事業所なでしこ	特定
高橋 和哉 ()	チャレンジ	特定
中川 洋介	ユトリロ	特定
春山 陽子	すまいる高井戸	委託
平田 愛子 ()	相談支援事業所リリーフ	特定 部長 協議会本会参加
米山 麻利子	ぼんて	特定
本館 睦美	障害者施策課障害者保健担当	事務局

グループ B (9名)

氏名	所属	備考
厚地 朋子	いたる相談室	特定
大岡 真由美	杉並区立こども発達センター	特定(行政)
神作 彩子	すまいる高円寺	委託
木下 純子	杉並福祉事務所高円寺事務所	行政
久保田 美幸 ()	ひゅーまん地域生活相談室	特定 副部長 協議会本会参加
坂井 譲治	かたつむり相談室	特定
修理 美加沙	やどり木	特定
関戸 房枝	杉並区立済美養護学校	関連機関
前木 秀規 ()	すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター	特定
直井 誠	障害者施策課地域ネットワーク推進係	事務局

グループ C (9名)

氏名	所属	備考
石井 典子 ()	よりみち	特定
沖山 恵津子	相談支援事業所ゆい企画	特定
小佐野 啓	相談支援センタークレイ	特定
加藤 恵愛	すまいる荻窪	委託
木村 菜穂子	障害者ケアマネジメント友愛	特定
清水 圭輔	相談支援事業所HUGはぐ	特定
下田 一紀 ()	杉並障害者自立生活支援センターすだち	特定 協議会本会参加
中村 はな子	障害者施策課地域ネットワーク推進係	行政
三浦 いづみ	高円寺保健センター	行政
星野 健	障害者生活支援課相談・就労担当	事務局

はグループリーダー、 はサブリーダー。

平成25年度杉並区地域自立支援協議会 地域移行促進部会名簿案

	氏名	所属	
1	サトウ ヒロミ 佐藤 弘美	スギナミ ショウガイシャチイキ ジリツ セイカツ シエン 杉並障害者地域自立生活支援センターすだち	部会長
2	カトウ アヤエ 加藤 恵愛	ショウガイシャチイキ ソウダン シエン オギクボ 障害者地域相談支援センター すまいる荻窪	副部会長
3	オオト ヒロユキ 大戸 公幸	ソウダンイン ピア相談員	
4	クサマ ヒサシ 草間 尚	ボランティアグループ ゆるやかな会	
5	ワタナベ マリコ 渡辺 麻利子	ショウガイシャチイキ カツドウ シエン 障害者地域活動支援センター すぎなみ151	
6	ニ タ サカ カズオ 仁田坂 和夫	チテキ ショウガイシャニユウショコウセイ シセツ サト 知的障害者入所更生施設 すだちの里すぎなみ	
7	スズキ ヒロユキ 鈴木 啓之	チュウブ ソウゴウ セイシン ホケン フクシ コウホリ エンジ カ チイキ タイセイ セイビ タントウ カカリチョウ 中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 地域体制整備担当係長	
8	ヨシムラ ヒサコ 吉村 久子	ノザキ ホウモン カンゴ 野崎クリニック 訪問看護ステーション	
9	オカヤス ヨウコ 岡安 容子	ザイタク カイゴ フクシ ハマダヤマ 在宅介護福祉センター浜田山	
10	スズキ トシミ 鈴木 敏美	ホケン ヨボウカ セイシン ホケン タントウ 保健予防課 精神保健担当	
11	シラカワ クミコ 白川 久美子	カイド ホケン 高井戸保健センター	
12	スズキ マサミチ 鈴木 正道	チテキ ショウガイシャ ホリ ウチ 知的障害者グループホーム 堀ノ内ハイム	
13	コミヤ ハルミ 小宮 晴美	シンタイ ショウガイシャ ホンアマヌマ 身体障害者グループホーム ゲンキ本天沼	
14	シミズ ゴウ 清水 豪	チテキ ショウガイシャツウショ シセツ サギョウジョ 知的障害者通所施設 ひまわり作業所	
15	イケダ ケイコ 池田 恵子	チテキ ショウガイシャツウショ シセツ セイカツ エン 知的障害者通所施設 すぎのき生活園	
16	モリ レイコ 森 玲子	スギナミ フクシ ジム ショ オギクボ ジム ショ チテキ ショウガイタントウ 杉並福祉事務所荻窪事務所 知的障害担当	

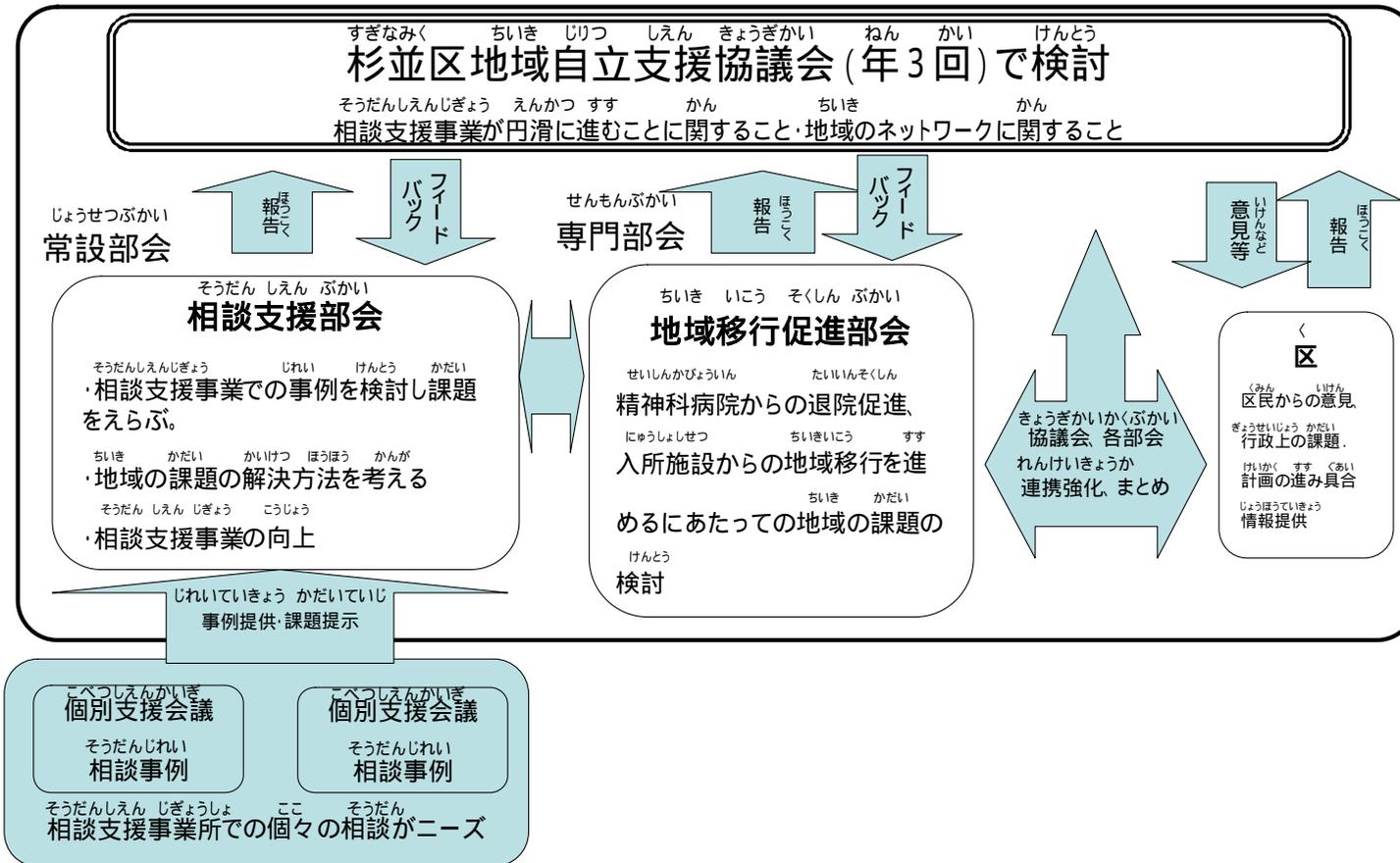
事務局

ヤマダ カシ 山田 隆史	ショウガイシャシサク カ チイキ スイシン カカリ 障害者施策課 地域ネットワーク推進係
メグロ キミコ 目黒 紀美子	ショウガイシャシサク カ チイキ スイシン カカリ 障害者施策課 地域ネットワーク推進係
モト ダテ ムツミ 本館 睦美	ショウガイシャシサク カ ショウガイシャ ホケン タントウ 障害者施策課 障害者保健担当
フクダ ヒロユキ 福田 宏之	ショウガイシャ セイカツ シエン カ シセツ セイビ タントウ カカリチョウ 障害者生活支援課 施設整備担当係長

第4期 地域自立支援協議会の運営と専門部会の設置について

杉並区地域自立支援協議会 イメージ図

【目的 障害者が地域で自立し生活できるまちをつくるための、相談支援事業の適切な実施、ネットワークの構築を推進する。】



第 4 期 杉並区地域自立支援協議会の運営方法について（案）

事務局

1. 協議会（本会）の運営等に関して
委員構成の一部変更**より積極的に当事者の意見を求めたい**

障害当事者委員の数を 3 名以内に変更

知的障害当事者委員を新たにメンバーに加える

本会における討議方法

本会でもできるだけ具体的な議論をしたい

よりわかりやすい資料の作成

区からの報告事項はできるだけ短かめに

議論の時間をできるだけ確保

本会と部会の関係

本会で議論したことがどのように活かされるのかが見えづらい

部会で選ばれた課題を本会で議論 結果を部会の議論に活かす

会長、副会長、相談支援部会、地域移行促進部会の各部会長及びすま

いる（3 所）（+ 区事務局）からなる「幹事会」を活用し、議論されて

いる内容を次に活かしていく

障害者福祉推進協議会との連携

区が設置する 2 つの協議会の関係がわかりづらい

資料 5 - 1 参照

2. 各専門部会の活動内容に関して
相談支援部会（常設）

資料 5 - 2 参照

専門部会

資料 5 - 3 参照

3. シンポジウムの持ち方に関して

運営方法：実行委員会形式による運営の継続

具体的には第 2 回協議会（本会）においてテーマ等含めて議論したい

杉並区障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会設置イメージ図

旧：杉並区障害者福祉懇談会

目的：障害者福祉施策の推進にあたりその施策に関する意見を集約する。

旧：杉並区精神保健福祉連絡協議会

目的：精神保健福祉事業について、関係機関及び団体などの連携を図り、精神障害者に対する地域ケアを充実し、区民のこころの健康の保持及び増進を図る。

杉並区障害者福祉推進協議会

杉並区地域自立支援協議会

連携

〔目的〕

障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図る。

〔所掌事項〕

- 障害者福祉施策の計画策定・推進に関すること
- 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること
- 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること
- その他、障害者福祉の推進に関すること

〔委員構成〕

- | | | | |
|-------------------|------|------------|------|
| ・学識経験者 | 2人以内 | ・教育関係者 | 2人以内 |
| ・社会福祉団体の代表 | 2人以内 | ・就労関係者 | 2人以内 |
| ・地域団体の代表 | 2人以内 | | |
| ・相談支援及びサービス事業者の代表 | 2人以内 | | |
| ・障害者団体の代表 | 6人以内 | ・権利擁護関係者 | 2人以内 |
| ・保健・医療関係者 | 2人以内 | ・関係行政機関の職員 | 2人以内 |

〔部会〕

- 協議会が指定する事項で必要時設置
- 検討テーマによって、協議会の委員の一部を含み会長が指名

区の障害施策に意見をもらう場
(計画策定、進捗確認)
地域や、関係官庁等に障害施策への理解を深めていただく場

〔目的〕

障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核となる

〔所掌事項〕

- 相談支援事業の運営に関すること
- 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること
- 適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議の促進に関すること
- その他障害者福祉の増進に必要なこと

〔委員構成〕

- | | | | |
|----------|------|----------|------|
| ・学識経験者 | 1人 | ・就労関係者 | 1人 |
| ・障害当事者 | 3人以内 | ・サ・ビス事業者 | 4人以内 |
| ・保健医療関係者 | 1人 | ・相談支援事業所 | 6人以内 |
| ・教育関係者 | 3人以内 | ・権利擁護関係者 | 1人 |

〔部会〕

- 相談支援部会
- 専門部会(第1～3期は地域移行促進部会のみ)

地域の障害者支援の具体的な連携促進と相談支援から共通に上がってくる課題を明確にする場

設置根拠：障害者基本法に準じる

障害者虐待防止法
関連業務

設置根拠：障害者総合支援法に基づく

報告・意見聴取

報告・検討

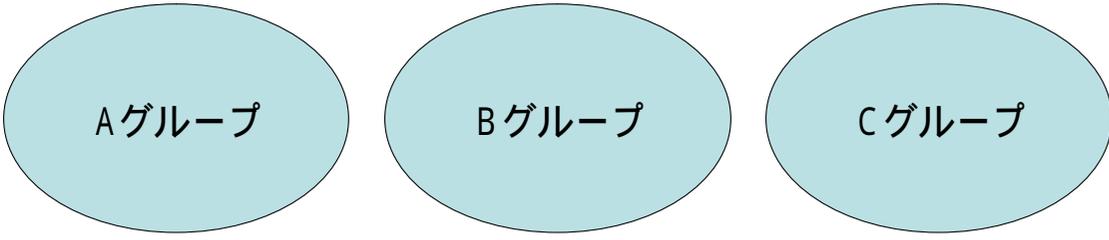
第4期 相談支援部会の活動について

第1期から第3期までの相談支援部会の取組を通じて、個々の事例に基づいた検討によって、相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築、相談支援事業所の技量アップが図られてきた。

平成25年度の区相談支援体制の変更(すまいる3所の開設、指定特定相談支援事業所による計画作成の拡大、地域ネットワーク推進係の創設)に伴って相談支援部会の再構築が必要となった。

相談に関わる幅広い機関による、個別の事例検討の継続

- 指定特定相談支援事業所(25.6現在18カ所)
- 障害者地域相談支援センター(すまいる)(3所)
- 行政相談関連機関 全てが構成メンバーとなる相談支援部会の再構築



それぞれのグループが別個に活動しながら、全体のレベルアップを図るために連携
スーパーバイズを受けながら日々の実践を振り返り、日々の実践に活かす

事例検討すること自体が目的ではなく、事例から地域の課題を抽出し、ネットワークの構築に結びつけることが部会の目的

第4期 地域移行促進部会の活動について

第1期～第3期までの取組視点 住む場の条件整備 医療との連携 一人暮らし支援 区民理解

第3期は、地域移行支援事業の個別給付化に伴い、主に精神障害者の地域移行を促進するための条件整備として、個別給付のみでは足りない「地域移行プレ相談」について、部会から提言し、区が策定したガイドラインに盛り込んだ。知的・身体障害の地域移行の取組については課題整理を開始したところである。

積み残されている「地域移行」の課題を継続的に討議する必要性

知的障害、身体障害の方の「地域移行支援」の取組を広げるための仕組みづくり
「地域定着支援」(個別給付)の対象者イメージの具体化
第3期では取り組めなかったその他の取組の視点に関する検討

知的・身体障害の地域移行の検討・討議に向けた部会メンバーの再構成と、
具体的取組内容の検討

サービス等利用計画の作成等について

障害者施策課地域ネットワーク推進係

1. サービス等利用計画の作成状況等について

平成25年6月現在の作成件数(6月12日決定分まで): 255名

(内訳)身体障害: 24名 知的障害: 74名 精神障害: 157名

指定特定相談支援事業所の指定状況

平成25年7月現在: 18事業所

2. 障害福祉サービス等支給ガイドラインについて

杉並区における障害福祉サービス等の利用手続きや公費により利用できるサービス内容、サービス量等を区民に対して分かりやすく情報提供することを目的に策定。

ホームページ「の～まらいふ杉並」(障害者のための区公式情報サイト)に掲載するほか、福祉事務所、保健センター、すまいる等の関係機関に冊子版を置き、希望する区民には配付する。

3. サービス等利用計画の検証及び評価について

今後、サービス等利用計画がサービス利用者全員に作成されることに伴い、計画の内容が、一人ひとりの障害者にとって適切なものとなっているかどうかを検証し、評価することは、区にとっての大きな責務。

ただし、計画の検証・評価は、記載してある内容の形式的な点検や点数化に基づく評価を目的としたものではない、と基本的に認識している。

その上で、計画内容の検証・評価に関しては、区から相談支援事業者に対する一方通行の作業ではなく、できる限り双方向で課題を確認しあうと共に、検証内容を事業所相互に共有しあうことが必要である。

検証の具体的な方法については、現在区内部で検討中()であるが、作成された計画、モニタリングの内容に対しては区職員が毎月紙ベースでの点検を行なうと共に、紙点検を行った事例のうち、数例については作成した相談支援専門員との直接面談の形式で、計画策定状況の確認・点検作業を行う方向で検討しているところである。

また、検証結果については、サービス等利用計画作成研修会の場合などを通じて事業所相互に共有を図ると共に、地域自立支援協議会本会の場合で区から報告を行うこととしたい(今年度第2回目の協議会以降)。

なお、自立支援協議会には、計画拡大の進捗状況(計画の数的な拡大状況)についても、直近の状況を報告していきたい。

()サービス等利用計画評価サポートブック(日本相談支援専門員協会発行)等を参考に、検証方法を検討中。

じゅうどちてき じゅうどしんたいしょうがいしゃぐるーぷほーむなどせいびについて 重度知的・重度身体障害者グループホーム等の整備について

じゅうどちてきしょうがいしゃ じゅうどしんたいしょうがいしゃ かた ちいき なか あんしん せいかつ
重度知的障害者・重度身体障害者の方が、地域の中で安心して生活ができる
よう、しもいきよんちようめくありち かつよう ぐるーぷほーむなどせいびすすめて
よう、下井草四丁目区有地を活用したグループホーム等の整備を進めています。

1 せいびがいよう 整備概要

(1) せいびよていち 整備予定地

すぎなみくしもいきよんちようめ ばん きゅうしかほけんいりょうせん たーあとちおよびりんせつち
杉並区下井草四丁目30番 (旧歯科保健医療センター跡地及び隣接地)
ごうけいめんせき 553.99 m²
合計面積 553.99 m²

(2) せいびしせつ 整備施設

ほう きてい きょうどうせいかつ かいごおよびたんきにゅうしよじぎょう よう きょうするしせつ
法に規定する共同生活介護及び短期入所事業の用に供する施設

(3) しせつきぼ 施設規模

じゅうどちてきしょうがいしゃぐるーぷほーむ 9めいいいじょう ゆにっと
重度知的障害者グループホーム 9名以上(2ユニット)
じゅうどしんたいしょうがいしゃぐるーぷほーむ 6めいいいじょう ゆにっと
重度身体障害者グループホーム 6名以上(1ユニット)
しよーとステイ 2めいいいじょう たいけんがた1めいふくむ
ショートステイ 2名以上(体験型1名含む)

(4) せいびほうほう 整備方法

しきちない きそんたてもの てつきよ しせつ せいび うんえい じ
敷地内の既存建物をすべて撤去したうえで、施設を整備・運営する事
ぎょうしゃ こうぼ せんてい
業者を、公募により選定する。

2 スケジュール(予定)

へいせい ねん がつ がつ 平成25年5月～7月	きそんたてもの かいたいこうじ 既存建物解体工事
7月～9月	じぎょううんえいほうじんせんてい 事業運営法人選定
10月	きんりんじゆうみんせつめいかい 近隣住民説明会
へいせい ねん がつ 平成26年2月～	けんせつこうじ 建設工事
へいせい ねん がつ 平成27年2月	たてものしゆんこう 建物竣工
3月	うんえいかいし 運営開始

杉並区における就労支援の取り組み近況について

1 平成24年度の障害者の企業就労の実績について

表：杉並区における障害者の企業就労者の状況

(人)

年度	障害者雇用支援事業団						通所施設						合計					
	身体	知的	精神	発達	難病他	合計	身体	知的	精神	発達	難病他	合計	身体	知的	精神	発達	難病他	合計
22年	5	28	24	5	-	62	4	15	13	-	-	32	9	38	33	5	-	80
23年	8	27	31	8	-	83(9)	2	8	5	-	-	15	10	35	36	8	-	89
24年	5	18(5)	29(9)	12(2)	1	65(16)	1	6	13	2	0	22	6	19	33	12	1	71

カッコ内は雇用支援事業団と通所施設を併用している人数

2 「すぎなみワークチャレンジ事業 1」拡大について

杉並区で平成21年度から開始した「すぎなみワークチャレンジ事業」については、平成24年度末までで4人(知的3名、精神1名)が一般就労に結び付いている。そのことから、さらなる杉並区内の障害者雇用の増進を図るため、この事業による雇用(チャレンジ雇用)の枠を平成25年度より5名から19名(知的10名、精神9名)に拡大した。それに伴い、支援員を6名配置し、支援にあたっている。支援員については、障害者雇用支援事業団の協力の下、研修やスーパーバイズ等を行い、専門性を高めている。

チャレンジ雇用の主な業務内容としては、区役所内の各部署から依頼のあった軽作業を中心に、PC入力作業、清掃作業等、本人の適性に合った仕事を経験できるように取り組んでいる。また、個別に一般就労に向けて課題の把握や目標の設定をし、関係機関を交えた定期的な個別面談を設ける等就労支援にも取り組んでいる。

今後は、障害者生活支援課だけでなく、他部署へ執務場所を拡げる等、杉並区役所全体の障害者雇用の取り組みに展開できるように検討を行っていく。

- 1 杉並区が知的障害者等をパートタイマーとして一定期間(3年間)雇用することにより、その業務経験を活かして、一般企業就労へのステップとする事業

3 優先調達推進法への対応について

「国等の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(優先調達推進法)」が平成25年4月1日に施行されることに伴い、市町村(特別区を含む)は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、調達を推進し、当該年度の終了後、調達実績をとりまとめ、公表することとされた。

これを受け、区では全庁に調査を実施し、現状の物品等の調達実績及び需要の可能性について把握した。また、区内障害者就労施設にも物品等の供給実績及び今後の供給の可能性について調査を行った。現在、区の「調達方針」策定に向け、関係部署で検討を行っている。

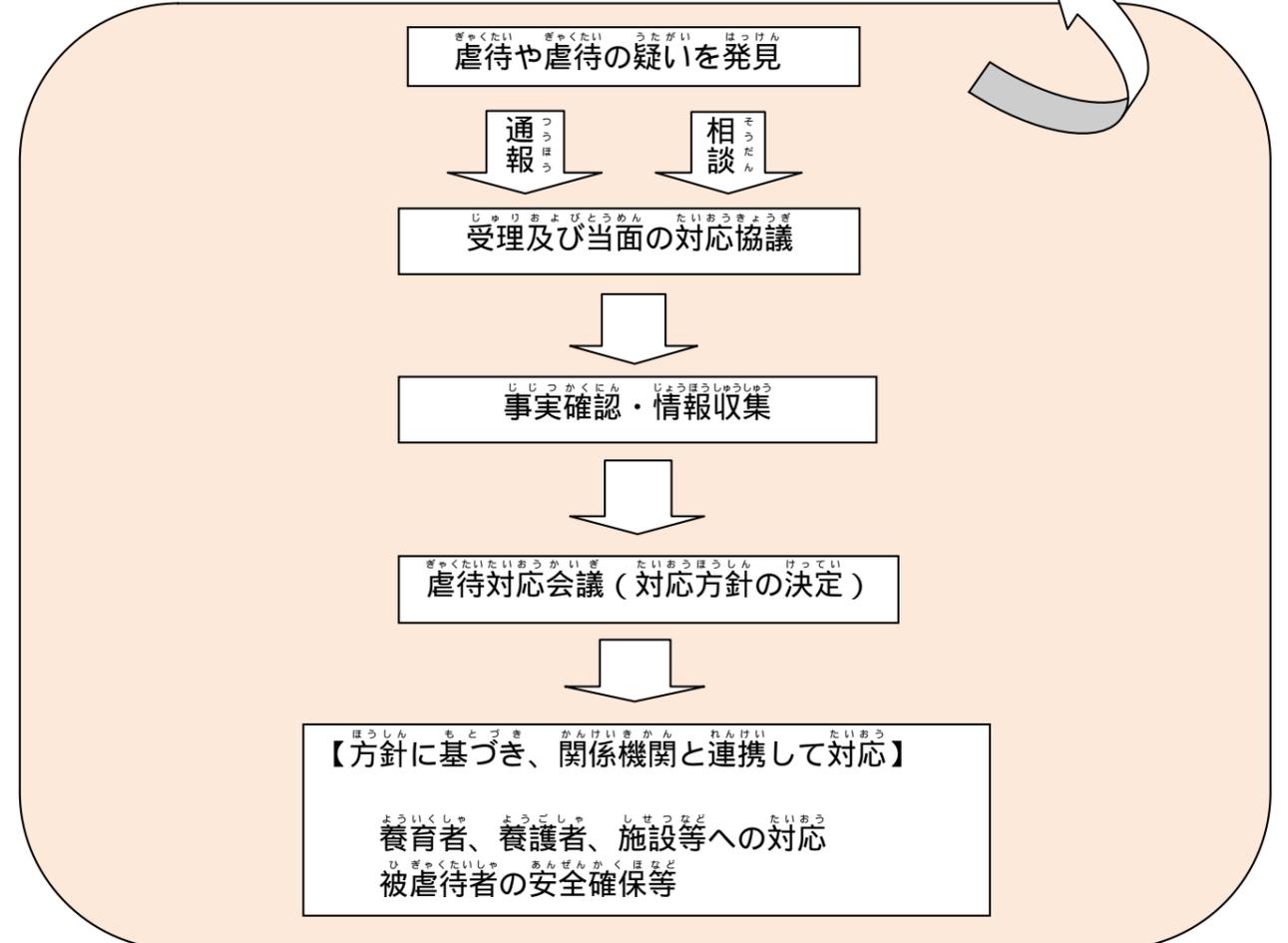
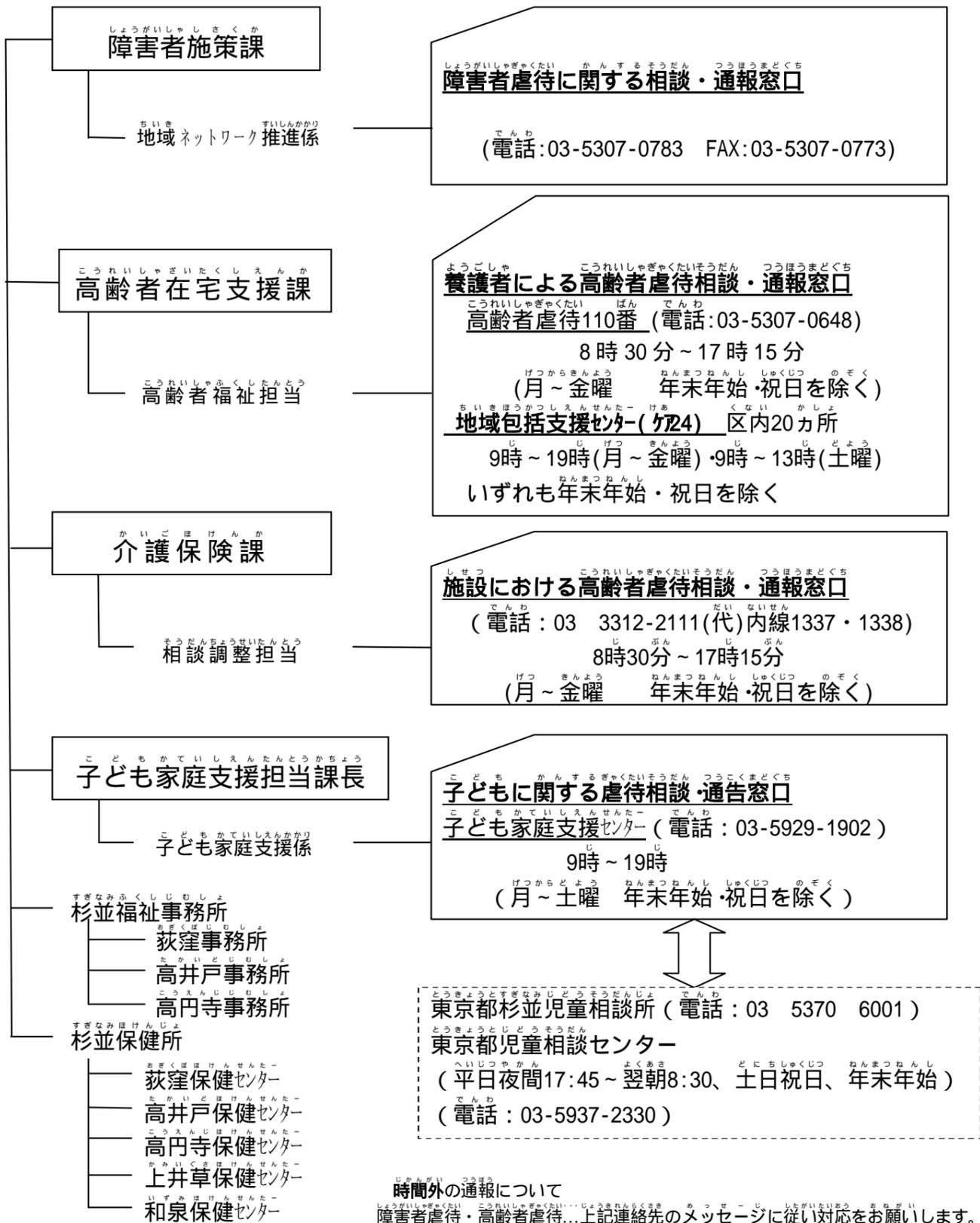
平成25年度地域相談支援センターすまいる相談件数集計表(4月～5月)

支援内容別相談件数	すまいる荻窪		すまいる高円寺		すまいる高井戸		合計	
	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲
福祉サービス利用	300	0	120	0	204	25	624	25
障害理解	17	0	12	0	21	0	50	0
健康・医療	55	0	51	0	49	3	155	3
情緒安定	945	25	447	0	133	19	1525	44
保育・教育	3	0	2	0	1	0	6	0
家族・人間関係	62	0	30	0	98	7	190	7
家計・経済	34	0	13	0	8	0	55	0
生活技術	24	0	8	0	25	2	57	2
就労	77	0	15	0	14	1	106	1
社会参加・余暇	60	0	47	0	51	4	158	4
権利擁護	3	0	5	0	0	0	8	0
その他	209	0	60	0	6	1	275	1
計	1789	25	810	0	610	62	3209	87
障害種別件数と実人数	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体	37	0	42	0	56	0	135	0
重症心身	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	147	0	549	0	346	0	1042	0
精神	1523	0	155	0	158	0	1836	0
発達	60	3	9	0	13	0	82	3
難病	0	0	1	0	0	0	1	0
高次脳	16	0	3	0	10	0	29	0
その他	10	0	50	1	27	0	87	1
計	1793	3	809	1	610	0	3212	4
身体	10	0	6	0	10	0	26	0
重症心身	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	17	0	27	0	65	0	109	0
精神	218	0	34	0	39	0	291	0
発達	14	1	4	0	5	0	23	1
難病	0	0	1	0	0	0	1	0
高次脳	11	0	1	0	3	0	15	0
その他	8	0	9	1	20	0	37	1
計	278	1	82	1	142	0	502	2
すまいる荻窪	すまいる高円寺		すまいる高井戸		合計			
支援方法別相談件数	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲
訪問	28	0	5	0	19	0	52	0
来所	126	0	113	0	149	25	388	25
同行	7	0	3	0	7	1	17	1
電話	1298	25	463	0	347	17	2108	42
メール	2	0	82	0	31	2	115	2
個別支援会議	12	0	5	0	1	0	18	0
関係機関	211	0	138	0	56	1	405	1
その他	0	0	1	0	0	0	1	0
計	1684	25	810	0	610	46	3104	71
障害種別新規件数	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体	8	0	5	0	5	0	18	0
重症心身	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	15	0	18	0	44	1	77	1
精神	170	0	27	0	28	0	225	0
発達	11	1	4	0	3	0	18	1
難病	0	0	1	0	0	0	1	0
高次脳	11	0	0	0	2	0	13	0
その他	8	0	6	1	14	0	28	1
計	223	1	61	1	96	1	380	3
専門相談実施回数	9						9	

杉並区の虐待関係組織と相談・通報(通告)窓口及び虐待対応の流れ (平成25年4月1日現在)

生命の危険にさらされている等、重篤な場合や緊急時は、警察110番に通報して下さい。

(相談・通報(通告)窓口)



【通報(通告)義務と個人情報の取り扱い等について】
障害者、高齢者、児童それぞれの虐待防止法及び個人情報保護法に定められている共通事項です。

早期発見努力義務
医療・福祉関係者など虐待を発見しやすい立場にある者には、早期発見努力義務が課せられています。

通報義務(守秘義務に優先)
虐待を発見した者は速やかに、区市町村等に通報する義務があります。通報義務は、医師、公務員等の職務上の守秘義務に優先します。虐待の「疑い」の場合も同様であり、守秘義務違反とはなりません。

通報者の保護
通報を受けた職員は、虐待通報をした者を特定させる情報を漏らしてはいけません。

個人情報保護法の例外規定
個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、本来の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならず、また第三者に個人情報を提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」や「人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合」などはこの規定は適用されないこととされています(第23条)。虐待通報は法に基づくものであり、個人情報保護法に違反することにはなりません。

時間外の通報について
障害者虐待・高齢者虐待...上記連絡先のメッセージに従い対応をお願いします。
児童虐待...東京都児童相談センター(上記参照)へご連絡をお願いします。